

【別紙】

令和4年度 中播磨地域づくり活動応援事業 補助対象経費について

経費科目	対象経費	対象外経費
謝金	<ul style="list-style-type: none"> 講演会、研修会の講師や司会等の謝金(1人1回(1日)あたり2万円限度とし、上限10万円) 出演団体への謝礼(1団体1回(1日)あたり5万円限度とし、上限10万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員、協働の相手方への謝金
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 講師等に対する旅費(※実費相当のみ) 講師等が自身の車を利用する場合は1km=37円以下で計算 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員の旅費 宿泊料
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業に係るチラシコピー代、冊子の作成(印刷・製本) 会議資料印刷(印刷製本費全体で10万円を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業にかかるチラシ等で中播磨県民センター地域づくり活動応援事業による補助金を受けている旨の記載のないもの
通信費	<ul style="list-style-type: none"> 郵券代(上限1万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 電話代、プロバイダ利用料等
活動資材費	<ul style="list-style-type: none"> 活動のための資材購入費(消耗品、材料、花苗、事業実施に不可欠な知識の習得等にかかる書籍の購入費等) 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、プリンター、什器、事務機、椅子、書棚等の財産形成となる備品(5万円以上のもので、かつ耐用年数が1年以上のもの。)
保険料	<ul style="list-style-type: none"> イベント保険、ボランティア保険 	
使用料	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料 OA機器、音響などの機器レンタル・リース料 バス借上げ料(団体構成員以外の事業参加者の交通手段として借り上げるバスについて、1台5万円上限。ただし、団体構成員の旅費と区別できない、または公的な助成を受けている場合は全額対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃料(各団体の所有・使用する事務所等にかかるものは、対象外。ただし、事業実施のため、他の施設等を継続的に使用する場合は、対象とする。)
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 会場設営等や調査研究にかかる業者委託料(補助対象経費の1/2を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食販売等にかかるテント等の設営
食材費	<ul style="list-style-type: none"> 料理教室、餅つき大会、試作品作成、食育など事業実施に必要と認められる材料(補助対象経費の1/2かつ10万円を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 会議・イベント等の飲食費 参加者へ配布する飲食物 販売目的の食材費(模擬店等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新聞折り込み料 振込手数料(補助対象経費にかかる分) クレジット払いの経費(利用明細書等の写しの提出のほか、団体構成員による支払いであることが確認できる場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 団体構成員・協働の相手方の人件費 資材の運搬等にかかるガソリン代(事業に使用した部分のみが明確に分けられない場合) 販売に供するための材料費(食糧費含む) 参加者記念品、賞品・景品

別記

※以下に該当する場合は、対象外

- 対象経費であっても、上限を越える部分。
- 参加費を取る事業は、参加費で賄える部分。
- 領収書の日付が事業期間外の場合。
- 施設入場料等、本人負担とすることが適当であるもの
- 領収書がない、不備等使途不明のもの
- 団体が行う経常的、日常的な活動経費や維持運営費(団体の総会費用など)
- 補助事業者自身、団体構成員、協働の相手方及びそれらの役員となっている者の所属する団体・事業者への支出(ただし支出のうち、物品の調達等において当該団体の営利とならない部分は対象)
- インターネットサイトや販売店のポイント制度にて物品等を購入した場合のポイント利用分